

高校職業教育改革の動向

——中教審報告・理産審「審議のまとめ」を中心に——

佐々木 享

I

財政再建に名をかりながら、福祉・教育の切り捨てと再軍備強化をめざす臨調行革の強行につづいて、同じ路線上で「戦後教育の総決算」の名のもとに大たんな教育改革をはかろうとする臨時教育審議会が84年9月に発足した。臨調行革と同じ路線上で実施しようというのであるから、この臨教審から出されるであろう行革方針が公教育費の削減、教育にたいする父母負担強化を企図するものとなるであろうことは目に見えているが、それを「自由化」とか「多様化」の名で行なおうとしているところに、今日の教育改革の動向の重要な特長がある。この場合「自由化」といっても、それは、国家による教育統制を緩和し、教育活動を自由にするというのではなく、義務教育にたいする国の負担を緩和し「自由」にするとか、一定の教育条件を確保するための学校の設置に関する規制を「自由」にして教育条件の悪化を放置するというようなものであることに、注意する必要がある。

ところで、「教育改革」は臨教審で審議するのだとはいつているものの、すでに具体的な施策として実施され始めていたり、研究がすでに始められたりしていて、方向が明確になっているものも少なくない。たとえば、憲法や教育基本法の理念を実質的に形骸化する努力が執拗につづけられてきたことなどそれで、臨教審ではいつも上に教育基本法の法文改正の方針を確定しようという動きがあることはよく知られている。公教育費の削減、教育費の父母負担増加もそうで、防衛費が突出するなかで文教予算が削られ、全国民的要求となっている40人学級（何とささやかな要求であることか、！）実施計画が先送りされてきたことはよく知られている。国の教策が直接に現われる国立大学では教職員の定教削減が続き、やむない策として研究費をさいて臨時職員やアルバイトで業務をカバーする状況が

日常化しているが、こういうなかで、数年先きに現われる高卒者急増期には、教職員や施設を少しも増加させないで学生を臨時増募する方針がすでに出されている。高校入試制度を「多様化」するための法令改正がすでに84年7月に実施されたことはよく知られている。

こうした動きのなかで、高校職業学科の改革の問題も議論され、部分的には実施に移されつつあるわけである。

II

高校職業学科の改革問題は、ここ数年、中央教育審議会（中教審）と、理科教育及び産業教育審議会（理産審）の双方で議論されてきた。まず81年1月27日に「高等学校における今後の職業教育の在り方について」が理産審に諮問された。これをうけた理産審は、82年12月24日にそれまでの審議内容をまとめた「産業教育分科会小委員会審議経過報告」を発表し、その後の審議を経て84年6月25日には「高等学校における今後の職業教育の在り方について（審議のまとめ）」を公表した。以下ではこれを「審議のまとめ」という。他方中教審は、81年11月24日に「時代の変化に対応する初等中等教育の教育内容などの基本的な在り方について」の諮問をうけ、83年11月15日に「教育内容等」小委員会の「審議経過報告」をまとめて公表した。以下これを「審議経過報告」という。

理産審にたいする81年11月の諮問の趣旨説明のなかで、文相は、(1)「生徒の多様化、産業構造・就業構造の変化等を踏まえての職業教育の改善」、(2)「普通科における職業教育の拡充」、(3)その他の高校職業教育改善のための諸方策、の3つを検討課題としてあげ、(1)については「情報産業やサービス産業の比重の増大」を、(3)については「専修学校等との関係」などを例示していた（『産業教育』1981年2月号）。

III

たくさんの方が書かれている理産審の「審議のまとめ」は、この文相の諮問事項にそって整理した方がわかりやすいようにおもわれる。

「審議のまとめ」の目玉の一つは、「産業構造・就業構造の変化等を踏まえて」、高校の職業教育に新しい教育内容をとり入れるよう提言していることである。諮問では「情報産業やサービス産業の比重の増大」が強調されていたが、前者については電子機械科や情報関連学科の新設を、後者についてはサービス経済に関する科目の新設を提唱していることが注目される。

まず前者についてみると、「これまで電気・電子系学科と機械系学科とはそれ

ぞれの専門性をもつ独立した学科として設置され」てきたが、今後は、いわゆるメカトロニクス化に対応して、機械技術と電子技術を一体化して習得させる「電子機械科」を新設することが必要だというのである。また情報処理教育については、「産業や家庭などの広範な分野におけるハードウェア、ソフトウェアの開発・応用・保全など最近の情報処理に関する多様なニーズにこたえることができるようにするため」、これまでの商業に関する学科中の情報処理科と工業に関する学科中の情報技術科とを併せたような新しい情報関連学科を設置することを考慮すべきだという。

新種の学科新設の提唱という点でみる限りは1960年代に展開たれたいわゆる多様化政策と似ているが、提唱の内容には従来のそれとは違った面がある。かつての多様化政策のものとは、農業科と工業化にまたがったような農業土木科の新設などのような多少の例外はあったにしても、大部分は、工業、農業、商業、水産等に既存の学科を更に細分化することに重点があったとみられる。今回の提案は、同じく学科新設といっても、工業科内の既存の学科にまたがる内容の学科、あるいは工業と商業という従来の観念からすれば目的・性格の異なる学科間にまたがる内容の学科が提唱されているからである。

例示されている電子機械科や情報関連学科に関する限り、提唱の意味は鮮明であるようにおもわれる。「審議のまとめ」の指摘をまつまでもなく、産業のほとんどあらゆる分野にわたってエレクトロニクスの普及は著しく、従来のように電気やエレクトロニクスを学ばないで機械の専門だけ学んでおけば済むような職域は急速に減少しているのに、伝統もあり量的にも最も多い機械関連学科と電気・電子関連学科とがいわば相互に没交渉に存在していることが実際にぞぐわなくなっているから、この状況を改めようというわけである。同じことは情報関連学科についても指摘できる。近年におけるコンピュータの普及は著しいが、コンピュータの仕事に従事する者の作業内容は、高卒程度の者の場合、工業科卒か商業科卒かを問うことの意味は実際になくなってきているので、こうした状況に即応しようというのである。

「審議のまとめ」にみられるこのような発想は、学科新設にとどまらない。既存の「学科間の枠を超えた教科・科目の履修」を提唱していることがそれである。文部省は、理産審の審議に平行して産業教育調査員会議に専門的問題の審議を委嘱していた。同会議のエレクトロニクス部会は83年10月24日に報告書をまとめているが、同報告書は、電子機械科の教育課程構想だけでなく、機械系学科、機械系以外の工業科、工業以外の職業学科、普通科などにおいてエレクトロニクスを学習させることを検討しており、とくに機械系学科については具体的な教育課程

表も提案されている。

現実には、すでに電子機械科の設置の動きは群馬県などいくつかの県で既に始まっている。上述の情報関連学科の新設や機械系の学科にエレクトロニクス関連科目を導入しようとする気運は、筆者の知る限りは緩慢だが、早晚具体化してくるのではないかとおもわれる。時代の趨勢にみる限りこれはいわば必然的な方向だからである。

電子機械科の新設、機械系学科へのエレクトロニクス科目の導入、あるいは情報関連学科の新設等についていえば、むしろ、なぜ理産審の「審議のまとめ」のようなものをまたなければならぬのか、が問題となろう。それは、60年代以来職業学科の多様化などということがいわれてきたにもかかわらず、現実の教育行政は極めて硬直的だからである。その傾向は近年とくに著しい。今次の教育課程改訂に際して、専門科目の単位数をほとんど機械的に一律に削減させたり、学習指導要領上は必修ではないにもかかわらず、工業学科にたいして一律に工業基礎や工業数理を課すことを半ば強制する行政指導をしてきたことなどはその典型であった。その結果、学科としての最低限の専門性を確保しようとする教育現場では、機械系学科でいえば電気系の科目を、電気・電子系でいえば機械系の科目を、必要だとはわかっていても切り捨ててしまったのが今日の状況である。理産審の「審議のまとめ」は、その意味では教育行政の矛盾の産物である。

もちろん、上記の点に関する理産審の提唱がうまくいくという保証は、何一つない。ごく常識的に考えても、エレクトロニクスを教える以上は電子機械科では基礎学力が重要になる。ところで、産業教育調査員会議の報告書でみると、この学科の教育課程例では、普通教科は35単位におさえられている。国語4、数学4または8、理科4または8（基礎解析4と物理4とが選択必修になっている）、英語4というぐあいである。職業科目は61単位も課されるが、このなかには工業基礎3、工業数理4も入っている。そうでなくても中学校側の進路指導では新設学科には低学力の生徒をふり向けることが多いといわれる。基礎科目を軽視し、その結果、もしこの学科からさらに大学に進学したいとおもう生徒が出て、絶対に大学には行けそうもないカリキュラムを組んでいる学科に、本来のこの学科にふさわしい生徒が集まる筈がないようなカリキュラムが提示されているといっても過言ではない。こうしてみると、一見理にかなっている理産審のこの提唱も、立ち入ってみると矛盾にみちたものと言わざるを得ない。

IV

理産審への諮問にさいして文部省が重視したもう一つの分野は「サービス産業」

であった。この点について理産審が出した結論は、ありていにいえばしどろもどろであって、電子機械科新設に匹敵するような明確な方針はみられない。産業教育調査員会議のサービス経済部会の報告書の内容も同様で、ここには学科新設の方針はなく、「物流管理」「サービス経営」「社会福祉」の科目新設と、商業科における既存の若干の科目の「改善」が提唱されているのみである。理産審はこのサービス経済という問題提起については、もてあましてしまったように筆者には見える。

ただし、理産審が料理しかねたかに見えるような問題を諮問している文部省の企図には注目しておく必要がある。「サービス経済」とか「サービス産業」というわけのわからぬ、少なくとも既存の高校教育の枠組みにはその位置づけを見出しにくいようなものをも、高校教育の中にとり入れる必要があるのだという文部省の企図がここには見えているからである。

理産審の「審議のまとめ」は、「教育課程の領域等の弾力化」と称して、現行の教科と教科外という二つの区分のいずれにも入りにくい「課題研究」(仮称)というような領域を設けて、「例えば、職業資格の取得等のための学校の内外における準備活動、個人またはグループによる課題解決のための継続的な活動、産業の実際の場に入っでの体験的学習などの幅広い学習」をも高校教育のなかに位置づけることを研究すべきだとしている。この論法でいくと、いわゆるボランティア活動を単位として認めるということになる。

V

文部省の諮問の一項目であり、「審議のまとめ」が一定の紙幅をさいてまじめな審議をしたらしいテーマの一つは「普通科における職業教育の充実」である。教課外活動としての勤労体験学習でお茶をにごして済ませてしまうのではなく、普通科にたいしても職業教育を教科・科目として課す方向で考えるべきだというのであるから傾聴に値する提言だが、ここでは主題からそれるので省略しよう。

専修学校等との関係の強化も文部省の諮問事項の一つであった。現行法制では、専修学校や職業訓練施設は高校の定時制・通信制課程と連携することはできる。つまりこれらの教育施設における学習の一部を高校の定時制・通信制課程における単位として認定することはできるのだが、全日制課程の単位として認定することは、学校教育法では認められていない。文部省の諮問や理産審の「審議のまとめ」は、この制度を拡張して、専修学校等における学習(の一部)を全日制高校の単位として認める道を開けるところにある。そのためには学校教育法の改正が必要となるが、これが実現すると、専修学校の学習も全日制高校職業科の学

習と同等のものだということになる。これは、高校教育制度にとってはかなり重要な改正である。この動きには注目する必要があるようにおもわれる。

専修学校と高校全日制課程との連携を制度化するという発想は、これだけとりだしてみると、60年代の多様化政策の延長線上にあるといえるが、学校体系や学校設置の基準を「自由」にし、「多様化」すべきだという臨教審型の教育改革論の論調に符節の合ったものであるから、見逃せないのである。

中教審の「審議経過報告」は、「学校段階の区切りに関する学校体系の在り方に限らず、例えば義務教育を担保する就学制度、学校の設置主体に関する法制、学校の教育内容を定める教育課程の仕組み……」等を検討すべきだとし、学校体系についても「現行制度を最善のものとして新しい可能性の開発や実施を拒む考え方は適当ではない」と決めつけている。

こうしてみると、理産審の「審議のまとめ」を、臨教審型教育改革の先導役になっていると読めるようにおもわれる。

(名古屋大学)